

○青森県沖日本海(南側)に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の公告
及び縦覧について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したいので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

また、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月1日

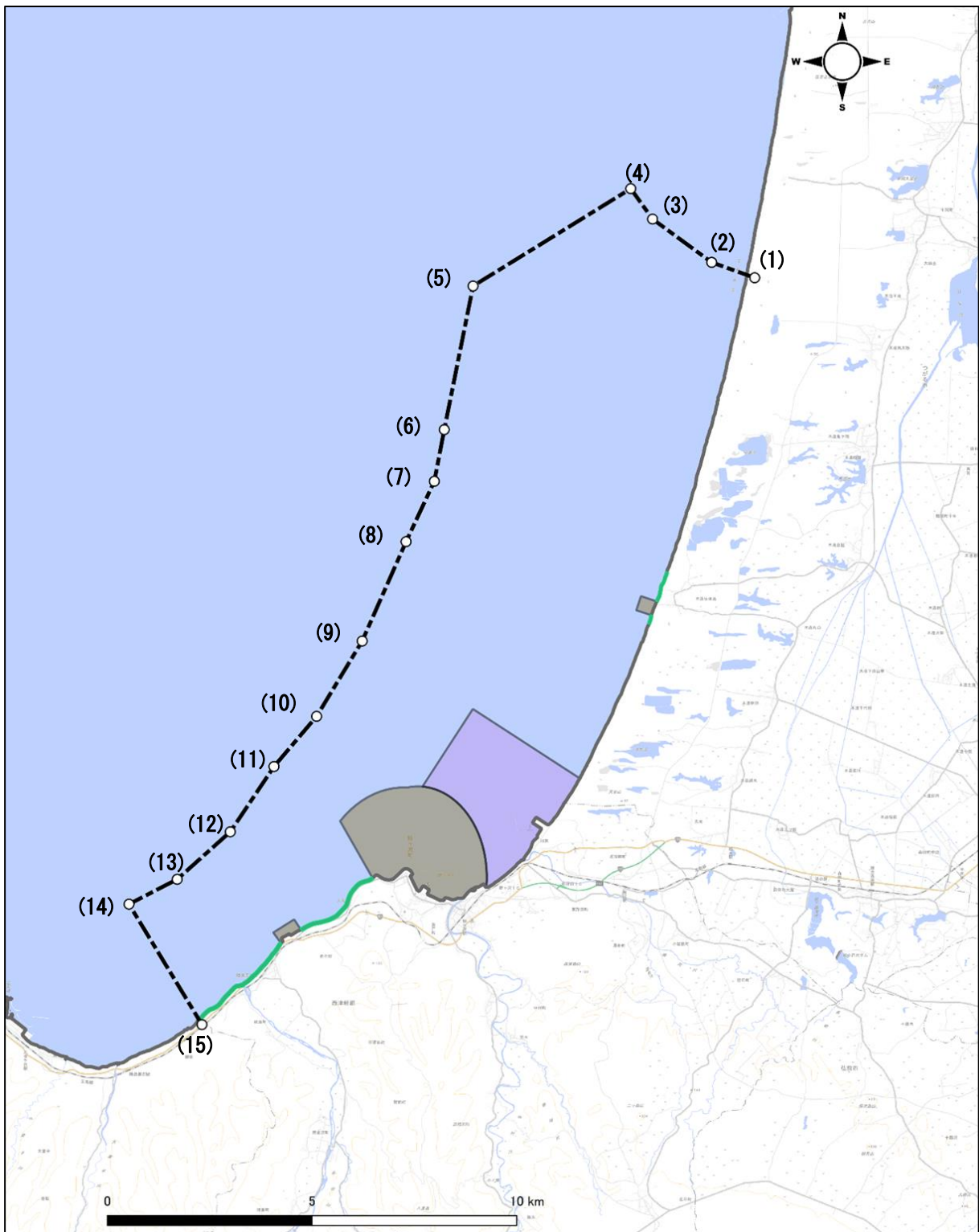
経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域

<p>青森県沖 日本海(南 側)</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域</p>
	<p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域</p> <p>(1) 北緯四〇度五四分五九秒東経一四〇度一八分一五秒の地点 (2) 北緯四〇度五五分一一秒東経一四〇度一七分三〇秒の地点 (3) 北緯四〇度五五分四秒東経一四〇度一六分二八秒の地点 (4) 北緯四〇度五六分九秒東経一四〇度一六分五秒の地点 (5) 北緯四〇度五四分五一秒東経一四〇度一三分二一秒の地点 (6) 北緯四〇度五二分五七秒東経一四〇度一二分五二秒の地点 (7) 北緯四〇度五二分一六秒東経一四〇度一二分四二秒の地点 (8) 北緯四〇度五二分二八秒東経一四〇度一二分一三秒の地点 (9) 北緯四〇度五〇分九秒東経一四〇度一一分二八秒の地点 (10) 北緯四〇度四九分九秒東経一四〇度一〇分四一秒の地点 (11) 北緯四〇度四八分二九秒東経一四〇度九分五七秒の地点 (12) 北緯四〇度四七分三七秒東経一四〇度九分一二秒の地点 (13) 北緯四〇度四六分五九秒東経一四〇度八分一七秒の地点 (14) 北緯四〇度四六分三九秒東経一四〇度七分二七秒の地点 (15) 北緯四〇度四五分四秒東経一四〇度八分四四秒の地点</p>

平面图



二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の縦覧方法

イ インターネットの利用による方法

(1) 縦覧資料の掲載箇所

経済産業省ホームページ及び国土交通省ホームページ

(2) 縦覧期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月15日(金)まで

ロ 書面の閲覧による方法

(1) 縦覧場所

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

青森県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課

つがる市役所総務部地域創生課

鱒ヶ沢町政策推進課

深浦町役場総合戦略課

深浦町役場大戸瀬支所

深浦町役場岩崎支所

(2) 縦覧期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月15日(金)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

10時00分から18時15分まで

青森県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課

8時30分から17時15分まで

つがる市役所総務部地域創生課

8時30分から17時00分まで

鱒ヶ沢町政策推進課

深浦町役場総合戦略課

深浦町役場大戸瀬支所

深浦町役場岩崎支所

8時15分から17時00分まで

三 意見書の提出

一に記載する区域に係る利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、以下の通り経済産

業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

イ 提出方法及び提出先

(1) 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 宛てに二部郵送すること。

(2) 電子メールの場合

bzl-youzyouzyouhouteiky@meti.go.jp (経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課) 宛てに送信すること。

ロ 提出期限

縦覧期間が終了する日までに必着

ハ 記載要領

(1) 意見提出者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

(2) 意見は、日本語により記載すること。